

# 新・宮城県景観形成指針に対する意見

H18.11.16 資料1

該当箇所	修正意見及びその理由	意見に対する考え方
P1 1行目	日本百名山の蔵王連峰に代表される優れた自然景観 (理由) 蔵王連峰に修飾語がないと、蔵王も日本三景になってしまう。	意見のとおり修正する。
P1 4行目	景観にかかわる (理由) 景観に関するは堅い表現である。	意見のとおり修正する。
P1 6行目	景観に対する意識の高揚を図る必要がある。 (理由) 何に対するものか明瞭に表示すべき。	意見のとおり修正する。
P1 13行目 1 背景と目的 下線下から3行目 「法の趣旨を踏まえ、都市景観のみならず農山漁村や森林も含め」	「法の趣旨を踏まえ、 <u>都市景観のみならず農山漁村や森林も含め</u> 」 の下線部を削除。 (理由) これまでの景観形成指針において、農山漁村等について含まれて整理されているため、新たに含めると記述する必要性はないため。	景観法が施行されたのを踏まえて、県としての総合的な取組姿勢を示すため、敢えて文書表現として加えたものであるため、原案のままとする。
P1 17行目 景観は視覚的な点からの……	景観は、視覚的かつ精神的な点からの…… (理由) 景観は見る人の経験や心象的、心理的なものが作用している。	意見のとおり一部修正する。  <u>景観は、視覚的かつ心象的な点からの総合的な環境認識である。</u>
P1 21行目	都市や農村の美しさは (理由) 都市だけではなく、農村も含むべき。	意見のとおり修正する。
P1 22行目	まちづくりや地域づくりが進められれば (理由) 地域づくりも加える。	「まちづくり」を「地域づくり」に修正する。
P1 序章 3 より良い景観とは 下線1行目	「……都市の美しさは、」の下線部を「居住空間」に変更 (理由)	「居住空間」と変更すると、全体的なトーンと異質になってしまうため「都市や農村」といった表

該当箇所	修正意見及びその理由	意見に対する考え方
「・・・都市の美しさは、」	都市と限定しすぎであり、これまでは居住する環境と対象範囲が広いので、都市と限定せず広くすべき。	現に修正する。
下線1行目 「・・・住む人々や働く人の誇りといえる。」	「・・・住む人々や働く人の誇りといえる。」を「人々に快適性等を与える、」に変更。 (理由) 「誇り」といった用語は主観的な判断を示すのではないかと疑念。指針として、「誇り」を行政として誘導できるのか疑問。客観的な表現に変更。	懇話会において「自分たちの街並みや景観に対して誇りを持つことの大切さ」を指摘されているので、原案どおりとする。
下線2行目 「・・・まちづくりが進められれば、」	「・・・ <u>まちづくり</u> が進められれば、」下線部を「 <u>居住空間づくり</u> 」に変更。 (理由) まちと限定しすぎであり、これまでは居住する環境と対象範囲が広いので、「まちづくり」と限定せず広くすべき。(「むらづくり」の概念を含まないため。)	「居住空間づくり」と変更すると、全体的なトーンと異質になってしまうため「地域づくり」といった表現に修正する。
5行目下線 「・・・自然環境に恵まれた地域においては、そこにあえて手を加えるよりも、」	「・・・自然環境に恵まれた地域においては、そこにあえて手を加えるよりも、」を「自然環境が卓越しているところでの無秩序な開発を抑制し」に変更。 (理由) 自然環境に恵まれた地域とはどの範囲を指すのか不明確。恵まれた地域へ手を加えないとは、一定の判断を押しつけていると思慮。むしろ、自然環境が卓越している地域での無秩序な開発を抑制すべきでないか。	「自然環境が卓越している」といった表現は一般的ではないので、原案のままとする。「無秩序な開発を抑制」は「乱開発を防ぎ」と変更する。  ⇒ <u>自然環境に恵まれた地域においては、乱開発を防ぎながら極力多様な自然景観を残して……</u>
7行目下線 「・・・地域の自然、歴史、文化等と人々の生活・・・」	「・・・地域の自然、歴史、文化等地域の個性と人々の生活・・・」に変更。 (理由) 「歴史、文化等」とは地域の個性について記述したものであるため、以前の指針との整合性を図るため変更。	以前の指針との整合性についての指摘については、意味不明なので、原案のままとする。(景観法の基本理念を踏襲)
P2 県、市町村、県民、事業者が協調してより良い景観を・・・等	NPOを位置づけるべき(例)県、市町村、県民、事業者、さらにはNPOが協調してより良い景観を・・・ (理由) これからの「公」を担う存在としてNPOの存在感が高まって	意見のとおり修正する。  <u>県、市町村、県民、NPO、事業者が協調してより良い景観を・・・</u>

該当箇所	修正意見及びその理由	意見に対する考え方
	いる状況を踏まえ、指針の中にNPOについて、明記することが望ましいと思われる。なお、今後の公共施設の適切な維持管理のためには、地域住民のみならずNPOとの連携が不可欠になると思われる。	
P3 ①自然的特徴 「◆広い平坦地と豊かな土壌がつくり出す田園景観」～下から4行目まで	農村や里山の景観は、人工的なものである（人々の営みの結果）、「自然的特徴」を挙げるこの項では、田園形成の素地となる地形が備わっていることを述べるに留め、田園景観については、次項の「土地利用」にまとめた方がよい。	意見を取り入れ、仙台平野の歴史的な価値等は「歴史的な特性」に整理し直す。
P4 17行目	宮城県でもスギ、ケヤキ、ハンノキなど地域的に特徴ある居久根（イグネ）と呼ばれる屋敷林 （理由） 具体的に3つほど実例を挙げた方が分かりやすい。	意見のとおり修正する。
P5 3行目 仙台を始めとする都市部への人口集中	都市部への人口集中と周辺部の減少といったものを反映できるタイトルにすべき。	<u>人口減少時代の到来と都市部への集中</u> といったタイトルに修正する。
P5 5行目	このような増加傾向は、この数年継続しており （理由） 固定化しない表現がよい。	意見のとおり修正する。
P5 19行目 「まち」と「いなか」という	「都市」と「農村」という （理由） 「まち」に対して「いなか」という表現は、やや地域の差別感を持たせる。	意見のとおり修正する。
P8	高度経済成長期の公共施設整備が景観を壊していた点についても若干言及して欲しい。（量的な充足を急いだが故の問題点）	下記のような表現を追加する。  <u>戦後・高度経済成長期において、社会資本整備の量的な充足を優先した結果、一部の公共施設では美しさや地域性への配慮に欠けたものになっていた。</u>

該当箇所	修正意見及びその理由	意見に対する考え方
<p>P8下から2行目 「農村地域においては、農業施策に係わる各種の事業が行われているが、農業従事者の減少や高齢化などによる耕作放棄地の拡大など、農村景観の保全上懸念される状況も見られる。」</p>	<p>農村地域においては、農業施策に係わる各種の事業が行われているが、都市近郊地域での都市化・混住化による土地利用秩序の乱れや中山間地域において顕著な過疎化・高齢化などによる耕作放棄地の拡大など、農村景観の保全上懸念される状況も見られる。 (理由) 農村の活力低下がもたらす、耕作放棄地の他に、無秩序な土地利用、新たな住宅が混在すること等により、農村景観の統一感が失われ、地域の個性が喪失してしまうことがあるため。 また、耕作放棄地による景観への影響は、中山間地域で顕著なため。</p>	<p>意見のとおり修正する。</p>
<p>P10 「つくる」 ●都市から農村まで、多様な背景をもつ地域の特色を生かした景観形成 ●魅力ある商業空間の形成など、地域づくりと連動する景観形成</p>	<p>●都市から農村まで、(削除)多様な背景をもつ、地域住民参加による地域の特色を生かした景観形成 ●魅力ある商業空間、田園空間の形成など、地域づくりと連動する景観形成 (理由) 景観指針の対象は、漁村、山村及び村にならない集落まで含んだ地域分類を行っているため、「都市から農村まで」と明示することは不要と考えられる。 住民参加により、地域の合意形成を図ったうえで、地域整備を行う必要があるため。</p>	<p>「都市から農村まで」は総合的な取組姿勢を示すため、原案のとおりとする。  「地域住民参加」については、“育てる”部分に入っており、重複するため原案のままとする。  「田園空間」については、意見のとおり修正する。</p>
<p>P10</p>	<p>「つくる」の項目は都市計画サイドや公共建築といった内容になっている。 少なくとも、 景観に配慮した河川整備を進める 景観に配慮した道路整備を進める といった土木サイドへのメッセージも必要であろうし、観光サイドでやるような観光客向け案内サインの整備なども良いデザインにすべきである。</p>	<p>●周辺との調和など、景観に配慮した河川、道路、公共建築、構造物等の整備  と修正する。</p>
<p>P11 5行目 「豊かな景観資源、歴史、文化を保全」</p>	<p>豊かな景観資源としての自然、歴史、文化を保全し (理由) 人と自然の関係を協調するために</p>	<p>意見のとおり修正する。</p>
<p>P11</p>	<p>まもる、つくる、育てるの前に「見いだす」ことが必要ではな</p>	<p>景観形成の基本目標については、3本立てとし</p>

該当箇所	修正意見及びその理由	意見に対する考え方
	<p>いのか。  (理由)  身近な景観に価値があることに気付いておらず、そのために壊していることがあまりに多いと思うため。</p>	<p>て旧指針のものを踏襲する。  但し、基本方針④（活用の視点）において</p> <p><u>●優れた都市景観や景勝地のみならず、鎮守の森など安らぎを感じさせる何気ない身近な風景を大切にしたい景観の形成をはかる。</u></p> <p>を掲げているので、御理解いただきたい。</p>
P 1 2	<p>「創造の視点」も都市計画からの観点のみである。  県が自らできることも明示すべき。また、県の責務的な内容が似つかわしくないのであれば、県内では、市町村事業、県事業、直轄事業全て、景観への配慮を県が積極的に要請するような姿勢が欲しい。  少なくとも河川事業、道路事業、観光事業、商店街関連事業（すなわち、旧建設、旧運輸、経済産業省管轄を含む形で）の項目出しはしておいた方がよい。</p>	<p>……先導的な役割を果たせるような、<u>河川、道路、公共建築など、各種公共事業の推進</u>……</p> <p>と修正する。「商店街づくり」は、次項に記載がある。</p>
P 1 2 下から3行目 「何気ない風景を大切に」	<p>日常生活で見慣れた風景も大切にしたい  (理由)  より具体的な言葉の使用で</p>	<p>一部修正する。  <u>何気ない身近な風景も大切にしたい</u></p>
P12 基本方針①（保全の視点）と②（継承の視点）	<p>②の解説の中にも「保全」という言葉が用いられているのが気になる。保存や保護など別の言葉で置き換えるか、キーワードを整理した方がよい。</p>	<p>基本方針①は「保全」、基本方針②は「継承」といったキーワードで統一する。</p>
P 1 2 16行目 そこを見る場所としての「視点場」	<p>その景観を享受する「視点場」  (理由)  「場所としての」は表現として不適切</p>	<p>意見のとおり修正する。</p>
P12 基本方針②（継承の視点）	<p>・記述の内容が若干重複しているため1番目と2番目の●の記述内容を1つにまとめる。  ・代わりに、基本方針④の2番目●「優れた都市景観………」を基本方針②に入れたらどうか。  (理由)  P10「まもる」の「地域の個性を形づくる………」に鎮守</p>	<p>基本方針②の  「●昔ながらのまちなみや広大な………」を基本方針④に移し、  基本方針④の2番目●「優れた都市景観………」を基本方針②に入れる。</p>

該当箇所	修正意見及びその理由	意見に対する考え方
	の森が入っており、保全継承の視点のほうが相応しい。	
P14	<p>類型化は、分類とはまた別の視点で行った方が良い。 地形がベースにあることに異論はない、たとえば歴史的景観は埋もれてしまう。自然と人文に分けて類型化していくことが必要ではないか。</p>	<p>旧指針においては、 ●景観構成要素に応じた指針 ●景観類型に応じた指針 ●パートナーシップに応じた指針 として3部構成のスタイルを取り、その中で「景観構成要素」を、自然的資源、歴史的資源、公共事業、民間施設、生活環境の5つの視点に分けて方向性を明示していたが、景観類型に応じた考え方と重なる部分も多く、分かりづらいつの批判が多くあった。 このため、景観形成の一般的なルール、と地形をベースにした類型化により、シンプルな構成に編成し直した点を御理解いただきたい。 なお、歴史的な景観資源に対する配慮等は、景観形成指針の基本方針にも明確に謳っており、それぞれの配慮事項の中にも盛り込んでいる。</p>
P15 県・住民・市町村・事業者の図が不十分	<p>・住民「景観形成の主役として……………」と言いつつも、P15最上段の記述では「行政のみではなく、住民や事業者を含めた……………」同6行目「市町村が中心的役割……………」など、一連の記述とは整合しない。 ・またP43の図とも整合しない。 (理由) 大きな景観づくりの取り組みと小さな景観づくりの取り組みがあると思う。小さな景観づくりでは、住民主導で進めるべきだが、大きな景観づくりでは、行政が主体となることもある。どんな景観づくりをやるかで、ウェイトは変わる。 また、県は国道・県道の沿道や河川での景観づくりでは、景観づくりを行う1主体としての行政行動が求められるし、その他の場合は、指導的役割・アドバイザー等協力関係は変わる。</p>	<p>景観形成の主役は住民であり、その活動を結びつけていくのが市町村という考え方であるため、以下のとおり修正する。</p> <p><u>景観形成を進めていくにあたっては、住民を主役として行政や事業者を含めた県民全体……</u></p> <p>P43の図は、住民を上方に移動するよう修正する。</p>
P13 基本方針⑤（育成の視点）の解説	<p>育成するべきものとして（県民の？）社会的意識をクローズアップしているが、地域の中で景観形成に尽力することができる「人材の育成」も含めてはいかがだろうか。</p>	<p>意見を取り入れ、以下のような文言を加える。 ●景観アドバイザー派遣によるワークショップ手</p>

該当箇所	修正意見及びその理由	意見に対する考え方
	<p>(理由)            県民の全体的な意識の向上は重要であるが、そのためにも、各地域で役割を担う人材の育成も同様に重要であると考えているので。</p>	<p><u>法などを通じて、地域における景観形成のリーダーとなりえる人材づくりを支援していく。</u></p>
<p>P14 8行目            景観形成の基本としてゴミ</p>	<p>景観形成の前提としてゴミ            (理由)            ゴミは基本条件として捉えがたい。</p>	<p>意見のとおり修正する。</p>
<p>P15</p>	<p>行政が景観形成の前面に出るのではなく、住民が主役であるといった考え方を押し出すべき。</p>	<p><u>景観形成を進めていくにあたっては、住民を主役として行政や事業者を含めた県民全体</u>             といった表現に修正する。</p>
<p>P16</p>	<p>自然的な景観に優劣はないので、「優れた」といった表現は削除すべき。             優れた自然的な資源（優れた動植物相、山嶺等の景観的に優れた地形、天然林等の森林景観、河川景観、海岸景観等）の保全に努める。</p>	<p>意見のとおり修正する。   <u>自然の景観資源（動植物相、山嶺等の地形、天然林等の森林景観、河川景観、海岸景観等）の保全に努める。</u></p>
<p>P16</p>	<p>公共施設整備・管理のルール            一項目目            「地域のシンボルとなるような」は一部公共建築とごく一部の橋梁などに限られる。そうでないような位置づけのプロジェクトにまで「シンボル性」を課すことは景観的には大問題である。たとえば「地域のシンボルとなったり、周辺の景観をより引き立てるように融和したものとなるような質の高い……」</p>	<p>意見のとおり修正する。</p>
<p>P16            公共施設整備・管理のルール等</p>	<p>管理の考え方を追加するべき。(例)上記整備のルールを踏まえ、適切な維持管理を行う。            (理由)            景観形成に当たり、河川、道路等の公共施設が適切に管理されることは不可欠である。例えば、道路の緑地帯が雑草に覆われている状況は、景観を害していると考えられる。</p>	<p>意見のとおり修正する。</p>

該 当 箇 所	修 正 意 見 及 び そ の 理 由	意 見 に 対 す る 考 え 方
P16 公共施設整備・管理のルール	追加 ●景観の特性を把握した上で、一定の秩序と調和を保てるよう地域整備を行う。 (理由) 景観への配慮を検討した上で、整備する必要があるため。	意見を取り入れ、一部修正する。 ● <u>周辺環境との調和に配慮し、特に自然地域においては、適切な環境影響評価を行うなど、一定の秩序と調和を図りながら、環境との共生に配慮した施設整備を行う。</u>
P17	■県庁全部局挙げて景観に取り組む姿勢があまり見られない。少なくとも道路事業、河川事業、観光事業、中心市街地活性化事業など、所轄省庁を横断するような指針としてほしい。  ■指針の中身P20-42の発想がマニュアル的である。発想の転換をお願いしたい。 例えば昨年国土交通省道路局が作成した道路デザイン指針では、マニュアル的にこうすればよいといった表現は殆ど無い。 こういう事が問題になることが多いのでちゃんと検討せよと言う形で検討事項の列挙となっている。 そもそもデザインをマニュアル的に進めるのはおかしな話であり、景観の草創期ならともかく、現在においては、あまり適切な表現とはなっていない。	4 地域ごとの景観形成の考え方 (1) 県土の地域分類 以下の文言を追記する。 <u>景観類型に応じて個々の地域を包括する景観形成上の配慮事項(視点)を参考として例示している。</u> さらに、マニュアル的な印象を与えないよう、「配慮すべき事項」⇒「視点」と表中の語句を修正する。
P20 景観形成上の配慮事項の表中ブナ林となっている	ブナ林へ修正 (理由) 誤り	意見のとおり修正する。
P20	道路・林道「地域全体」 「・・・発生した法面は緑化を行う」→「・・・発生した法面はラウンディング、グレーディング等アースデザインを施した上で緑化を行う」良い。  河川、砂防「個々」 自然石を不自然に埋め込んだひどいデザインの砂防ダムをよく見かける。 この指針が有効に機能したとすると、自然石を埋めれば景観に配慮したとになってしまうので問題である。 「景観と調和し、生態系に配慮した砂防設備等とする。」だけに するか	専門用語を若干言い換えて以下のように修正する。  <u>・・・発生した法面は、自然地形との連続性に配慮した上で緑化を行う。</u>  意見のとおり修正する。  景観と調和し、生態系に配慮した砂防設備等と

該 当 箇 所	修 正 意 見 及 び そ の 理 由	意 見 に 対 す る 考 え 方
	<p>「表面の仕上げ処理でごまかすのではなく、躯体そのものの形によって、景観に調和するデザインを目指し、さらに生態系に配慮した砂防設備等とする」 かどちらかがよい。</p>	<p>する。</p>
P 2 3	<p>道路「個々」 現在、石積みのもたれ擁壁（すなわち本物の石積み）は耐震上の理由で少なくとも直轄国道では使えなくなっている。本物が作れない状況で自然石を用いるといった表現だと、上述のひどい砂防ダムと同じになってしまう。こういった例示は慎むべきである。 きちんと自然石を用いないのであれば、スリットなどコンクリートの造形によりデザインする解決の方がうまくいくことも多い。 安易なフェイクでごまかすような指針とはしない方がよい。従って上記砂防と同様の修正が必要である。</p> <p>橋梁「個々」 「地域の素材をさりげなく用いるなど、風土性を意識したデザインを検討する」としてください。 土木デザインではここに書いてあるような、安直なモチーフ選びは決して良い結果を招かない。例えば47号の「どでかいけしの親柱」などは、全国の笑いものとなっている。</p>	<p>以下のように修正する。</p> <p><u>構造物は、周辺環境との調和を図るため、シンプルな形態にするとともに、植栽や表面処理により目立たないものにする。</u></p> <p>意見のとおり修正する。</p>
P 2 5 景観特性 ◆土地改良による整備の終わったところも多く、完成された農地の姿を見ることが多い。	<p>◆農業農村整備が行われ、整然と大区画化された水田が広がっているところも多い。 ◆人間と自然が共生する二次的な自然を基礎とし、農業生産活動、人々の生活、歴史・文化が調和した空間が形成されている。 (理由) 農村景観について記述。</p>	<p>意見のとおり一部修正する。二つめの意見は、現状としては完成された空間だけとは言えないことから、記載しない。</p>
P 2 5 4行目 微高地における雑木林	<p>その中の残丘や浜堤などに見られる雑木林 (理由) 微高地という表現はあまり使わない。</p>	<p>意見のとおり修正する。</p>
P 2 5 4行目	<p>伊豆沼・内沼</p>	<p>意見のとおり修正する。</p>

該 当 箇 所	修 正 意 見 及 び そ の 理 由	意 見 に 対 す る 考 え 方
伊豆沼	(理由) ラムサール湿地名を正しく使用する。	
<p>P26 景観形成の方向</p> <p>●宮城らしさのひとつの典型である、伝統的な田園景観の姿を維持・保全する。</p> <p>景観形成上の配慮事項</p> <p>●ほ場整備等にあたっては、過度に単調な景観とならないよう配慮する。</p>	<p>●宮城らしさのひとつの典型である、自然と調和し、地域の特徴が生かされた統一感のある伝統的な田園景観の姿を維持・保全する。</p> <p>●ほ場整備等にあたっては、農業生産や農村生活基盤等の機能向上を図るとともに、景観の保全、形成を含めた環境への配慮を検討する。</p> <p>(理由) 農村景観について記述。</p>	意見のとおり修正する。
P28	「田園都市」はE・ハワードが用いた専門用語であるので、誤解を招くおそれがある。「田園内都市」とでもした方がよい。	原案どおりとする。
P29	<p>道路「地域全体」</p> <p>「ランドマークやアイストップとなるものを生かし、変化のある道路整備を行う」を追加してはどうか。</p> <p>田園内にある都市においても平野である限り周囲の山への眺望などが重要な要素となる。</p> <p>ちなみにこの文言は他でも出てくるが、「周囲の山々への眺望や、寺社の杜、歴史的建造物などのランドマークや・・・とした方がわかりやすいかと思う。</p> <p>河川、水路「個々」</p> <p>修景空間という言い方が気になる。お化粧したきれいな空間をつくるイメージなのだろうが、実際には散策空間として利用できるような規模の河川も存在する。そこで「修景空間としての整備を進める」→「潤いのある河川空間作りを進める」としてください。</p> <p>橋梁「地域全体」「個々」</p> <p>先述の通り、地元モチーフの取り込みは相当慎重に優秀なデザイナーが行わなければ失敗することの方が多く、この文言は「地域全体」、「個々」とも削除すべきである。</p> <p>代わりに入れるとすれば、</p>	<p>意見のとおり一部修正する。</p> <p><u>周囲の山々への眺望や、寺社の杜、歴史的建造物などのランドマークとなるものを生かし、変化のある道路整備を行う。</u></p> <p>意見のとおり修正する。</p> <p>意見のとおり修正する。</p>

該 当 箇 所	修 正 意 見 及 び そ の 理 由	意 見 に 対 す る 考 え 方
	<p>地域全体 「風土性のある素材をさりげなく用いるなど、味わいある橋梁づくりを進める」</p> <p>個々 「町のシンボルとなっている動物や民話の主人公などを高欄等のデザインに安易に取り入れることは慎み、間接的に風土性が感じられる質の高いデザインの導入を進める」としてください。</p>	<p><u>間接的に地域性が感じられる質の高いデザインの導入を進める。</u></p> <p><u>地域性のある素材をさりげなく用いるなど、味わいある橋梁づくりを進める。</u></p>
<p>P 2 9 景観形成の方向</p>	<p>追加 ●まちとその周辺の農村環境等が調和するよう統一感を持った整備を行う。 (理由) 周辺の農村景観と調和のとれた町づくりを行う必要がある。</p>	<p>意見のとおり修正する。</p>
<p>P 3 1 13行目 多島海岸景観</p>	<p>多島海景観 (理由) 多島海岸景観というのは、景観学上なし。</p>	<p>意見のとおり修正する。</p>
<p>P 3 2 林地についての個々に配慮すべき事項 ・特に松島においては松枯れ対策を進め樹木の保全を図る。</p>	<p>P 3 5の記述と同じにする。 (理由) ・松島に限らず、三陸沿岸についても松が重要な景観要素になっている。 ・松食い虫被害の防除は広域的な取り組みが必要。</p>	<p>意見のとおり修正する。</p>
<p>P 3 2</p>	<p>道路「個々」 ほかと同様に 「発生した法面はラウンディング、グレーディング等アースデザインを施した上で緑化を行う」としてください。</p> <p>河川、砂防「個々」 P 2 0と同じ</p> <p>防災、緑化「地域全体」 「各種行為においては、できる限り・・・」</p>	<p>専門用語を若干言い換えて以下のように修正する。 <u>・・・発生した法面は、自然地形との連続性に配慮した上で緑化を行う。</u></p> <p>意見のとおり修正する。</p>

該 当 箇 所	修 正 意 見 及 び そ の 理 由	意 見 に 対 す る 考 え 方
	<p>→「各種行為においては、不自然にならない範囲でできる限り・          ・・・・」          としてください</p> <p>防災、緑化「個々」          緑化ブロックは不自然になることが多く、問題である。つまり、          これもマニュアル的な弊害を生みやすい記述となっている。          書き換えるなら          「アースデザインを駆使し、自然な緑化が多く行えるように努め          る」としてください。</p>	<p>専門用語を若干言い換えて以下のように修正する。          ・・発生した法面は、<u>自然地形との連続性に配慮した上で緑化を行う。</u></p>
<p>P 3 4 8行目          現代もその姿をとどめている。</p>	<p>石組みの護岸堤や松並木など歴史の跡を止めている。          (理由)          具体的に記す。</p>	<p>意見のとおり修正する。</p>
<p>P 3 4 9行目          ヨシ原や干潮時に出現する底泥</p>	<p>ヨシ原や干潮時に出現するクリークなど          (理由)          干潮クリークという表現をそのまま使うべき</p>	<p>意見のとおり修正する。</p>
<p>P 3 5</p>	<p>道路「地域全体」          「界囲気」は「雰囲気」の間違いではないか。</p> <p>道路「個々」          港や海岸に於いて最も重要な道路デザインのポイントは          「海への眺望」である。          「海への眺望に配慮し、緑化、付帯施設も十分に景観的に配慮した          ものとして整備を進める」としてください。</p> <p>河川          貞山堀と七北田川名取川とは別扱いにすべきである。このままだと、          貞山堀にも親水護岸を作りましようになってしまう。</p> <p>林地・湿地          松林がメインの書き方だが、当該エリアは、蒲生干潟、井土浦</p>	<p>雰囲気の誤字でした。</p> <p>意見のとおり修正する。</p> <p>●<u>運河の歴史と姿を活用した景観形成を進める。</u>          は個々の視点へ移す。</p> <p>意見のとおり修正する。          ●<u>蒲生干潟や井戸浦などは、貴重な生態系を持つ</u></p>

該当箇所	修正意見及びその理由	意見に対する考え方
	<p>など保全すべき貴重な生態系をもつエリアが含まれている。松島と同様、名指しで別途項目を立て、保全を謳うべきである。</p>	<p><u>地域であり、湿地や干潟の積極的な保全・再生につとめる。</u></p>
<p>P38 都市景観 地方中心都市型景観 景観形成上の配慮事項 港湾 個々に配慮すべき事項</p>	<p>●<del>旅客ターミナルや緑地の整備を進めるとともに、コンテナターミナル等の活発な港湾空間を創造する。</del> (理由) 県土の地域分類によると地方中心都市型景観の対象港湾は石巻港と気仙沼港になることから、石巻港と気仙沼港についての記述として不適切な部分を削除するもの。</p>	<p>意見のとおり修正する。</p>
<p>P38</p>	<p>道路「地域全体」 P29と同様に周囲への眺望といったランドマーク、アイストップに関する事項を加筆すべきと考えます。 河川、水路「地域全体」 修景空間についてP29と同様</p> <p>橋梁「地域全体」 「場所によってはまちのシンボルとなり、場所によってはさりげなくまちの個性を演出するような質の高いデザインとする」としてください。 「デザインを取り入れる」という表現では、先にあったような「高欄への付加」といった、おまけ的なものを意味してしまう。。また、都市内橋梁が、全て个性的であるというのも問題である。。</p> <p>市街地整備「地域全体」 地方中心都市でもとめられているのは、東京の表参道や銀座の雰囲気ではない。 どちらかといえば必要なのは「活気」や「にぎわい」である。。「美しく整ったまちなみ」はこれを阻害する可能性すらある。美瑛などは異様である。 「美しく整った」→「魅力ある」 のほうが良いと思う。</p>	<p>意見のとおり修正する。</p> <p>意見のとおり修正する。</p> <p>意見のとおり修正する。</p> <p>意見のとおり修正する。</p> <p><u><del>モデル事業などによる安全で魅力あるまちなみ整備を行う。</del></u></p>
<p>P41</p>	<p>道路「個々」</p>	<p>意見のとおり修正する。</p>

該 当 箇 所	修 正 意 見 及 び そ の 理 由	意 見 に 対 す る 考 え 方
	<p>今後どんどん「まちづくり総合支援事業」に移行していくと思われるので「シンボルロード」,「コミュニティー道路」といった補助事業用語は避けるべきである。</p> <p>公園、緑地等「個々」 環境的にはいざ知らず、景観的には屋上緑化は極めて不自然な景観になるので、個人的には推奨したくないが。</p> <p>P41 全体 景観法関係の話が無い。法制度が当初作成時からだいぶ進化している。事業名や制度名（建築協定等々）見直してください。</p>	<p>屋上緑化を壁面緑化に修正する。</p> <p>●壁面緑化等特殊空間の緑化を推進する。</p> <p>意見のとおり修正する。 (景観重要公共施設、景観重要建造物 等)</p>
<p>P44 下から5行目「広域的な景観形成に向けた調整を行う。」</p>	<p><u>広域的な景観形成に向けた調整を行う。また、随時情報発信に努め、市町村間のネットワーク構築を推進する。</u> (理由) 現状だと、会議等一時的な機会のみでの調整の印象が強いので。また、ネットワーク構築は重要なことであり、見出しにある「連携」に関連するものとして付け足してはどうか。</p>	<p>意見のとおり修正する。</p>
<p>P44</p>	<p>■各施策・事業の調整等総合的な取り組み この書き方だと、「景観に取り組んでいくために調整機能を充実する」となり、ともすれば調整をしているのだから取り組みは甘くて良いという表現となっている。各部局で真剣に取り組むという言い方になっていない。 やはりこの項目の前に 「■各施策・事業での取り組み」 をもうけ真剣にやりますという文言 次に 「■各施策・事業の調整」 異なった景観整備方針とならないようちゃんと調整もしますという文言 という構成にすべきである。</p> <p>また、現状では、県と仙台市のみが景観行政団体である。景観</p>	<p>(1) 県の役割 ①全県的な景観形成の方向と指針の提示 ②県事業における先導的な景観形成</p> <p>としており、②においてモデル的・先導的な公共事業の推進を謳っている。</p> <p>記載の順序が異なっているだけなので、御理解いただきたい。</p> <p>県としては、今後とも「市町村」が景観形成の</p>

該 当 箇 所	修 正 意 見 及 び そ の 理 由	意 見 に 対 す る 考 え 方
	<p>法の趣旨が基礎自治体にあるとしても、景観行政団体である県が景観法をどう使うか示していないのは問題である。旧指針に「景観法の趣旨に則り」という文言を付加するのではなく、まず景観行政団体としてどうするのか、長野県スタイルで行くのか、景観行政団体ではあるが何もしないのか。懇話会で議論すべきである。</p>	<p>中心的な役割を担うものと考えており、県は市町村の取組みを支援していく。 この考え方について、次回の懇話会でも議論していきたい。</p>
<p>P45 1行目～④住民・事業者に対する支援・協働に関して</p>	<p>人材育成を主導することも含めてはいかがだろうか。 (理由) 第3章の方策では、「景観アドバイザー制度」というキーワードが出ていることもあり、県が景観形成に関わる人材の育成に努めることをここで明らかにする必要があると思うので。</p>	<p>景観アドバイザー派遣制度は創設する予定であるが、それを以て“人材育成を主導”するとまでは言えないことから、現在の表現に止める。</p>
<p>P 4 5 第2章5(2)市町村の役割 ◆景観行政団体としての景観づくり 各市町村に各市町村においては、景観法の趣旨に則り景観行政団体となることを検討する。</p>	<p>景観法第7条の規定では、政令市等以外の区域は、原則として県が景観行政団体とされており、市町村に団体となることの検討及び景観計画の策定をの検討を強いるような記述は不適當ではないか。県として、法第7条但し書の規定により、県に代わって市町村が景観行政団体になることを積極的に促す意味合いであるなら、県の考えを明示し促すべきであり、法の趣旨とするのは乱暴ではないか。</p>	<p>「景観法の趣旨に則り」を削除する。 なお、各地域における総合的な景観形成は、基礎的自治体である市町村が中心的役割を担うことが望ましい。とした県の考え方を示している。 (P15)</p>
<p>P45 20行目 「各市町村それぞれの実情に配慮しながら整備を進めていく。」</p>	<p>「各市町村それぞれの実情に合わせて整備を進めていく。」 (理由) 整備を進めていく者が市町村であるならば(つまり、この文章の主語が市町村ならば)、「配慮」という表現は違和感がある。</p>	<p>意見のように原文を修正する。</p>
<p>P47～参考</p>	<p>「農林水産業に関連する文化的景観」の県内の事例をここで列挙してはいかがか(平成15年調査報告に挙げられたものなど) (理由) 新しい文化財の概念である「文化的景観」は、景観法とも関連しており、今後、保護整備が望まれるものである。しかし、本文中ではこのキーワードがほとんど取り上げられていないので、具体的な事例とともにどこかで触れたほうがよいと思ったので。</p>	<p>意見のあった文化的景観のみ取り上げることができないので、今回は割愛させていただく。  (例、日本の音風景、農村風景等もあり。)</p>
<p>P 4 8</p>	<p>表がわかりにくい。地区計画と景観地区の違いなど。 認定制度は景観地区にあたえられているはずではないか。</p>	<p>意見のとおり見直す。</p>

該当箇所	修正意見及びその理由	意見に対する考え方
		景観地区の規制手法に限定した図に修正する。
<p>P50          &lt;3&gt;良好な景観形成への誘導の表中5行目の「森林法」で平野景観と都市景観の枠が空欄になっている</p>	<p>平野と都市景観の枠に「○」を記入          関係法として森林法(保安林)とあるが、森林法でよいのではないか。          (理由)          P26, 41にそれぞれ「近郊丘陵地」の景観要素があり、その配慮すべき事項に「開発規制」という文言があり森林法にも関係する。          ・景観形成の誘導には保安林指定による規制も有効であるが、(保安林)として特定せずに森林法で包括してよいのではないか。</p>	意見のとおり修正する。
全体を通して	<p>本文中の写真には、市町村名も付記したほうがよい。          (理由)          書いてあるところとないところがあるが、書いてあるほうが分かりやすいので。          見やすさの観点から、本文の節や見出し(ゴシック部分)の付け方や書式(文字の大きさ)がまちまちであるので、統一観を持たせたほうがよいと思う。</p>	意見を取り入れ、取扱いを統一する。